

法務省民二第387号

平成26年9月18日

法務局長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局長

(公印省略)

鉱害賠償登録令の一部を改正する政令の施行に伴う鉱害賠償登録事務の  
取扱いについて (通達)

鉱害賠償登録令の一部を改正する政令(平成26年政令第306号。以下「改正政令」という。)及び鉱害賠償登録規則の一部を改正する省令(平成26年法務省令第27号。以下「改正省令」という。)が公布され、本日から施行されることとなりましたが、これに伴う鉱害賠償登録事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本通達中、「令」とあるのは改正政令による改正後の鉱害賠償登録令(昭和30年政令第27号)を、「改正前政令」とあるのは改正政令による改正前の鉱害賠償登録令を、「規則」とあるのは改正省令による改正後の鉱害賠償登録規則(昭和30年法務省令第47号)をいいます。

#### 記

#### 第1 改正政令の概要

改正前政令第19条第1項では、予定された賠償額の支払の登録(以下「支払の登録」という。)の抹消については、その登録を受けた鉱業権者又は租鉱権者(以下「鉱業権者等」という。)とその登録に係る権利の登記名義人との共同申請によることとされており、その例外が認められていなかった。そのため、当該鉱業権者等が、鉱物資源の生産量の減少等の理由により清算終了するなどして、現に存在しなくなった場合には、当該支

私の登録が抹消されないまま残存し、土地改良事業の施行などに支障が生じていた。

この点、鉱害賠償登録制度は、鉱業権者等が土地又は建物の所有者等との間で予定された賠償額の支払をした上で、その登録をしたときは、その後その土地又は建物について権利を取得した者に対しても、その効力を生ずることとし、もって、鉱業権者等を二重払の危険から保護することを目的とするものであるから、後記第2の1(1)及び同(2)のとおり支払の登録を受けた鉱業権者等が存在しなくなったときは、当該鉱業権者等の保護を図る必要性はなくなり、土地改良事業の施行などに支障を来さないよう、例外的に単独申請による抹消を認める必要があった。

そこで、改正政令においては、それらのときは、支払の登録に係る権利の登記名義人だけで当該登録の抹消の申請をすることができることとされた(令第19条1項ただし書)。

## 第2 令第19条第1項ただし書に基づく支払の登録の抹消の申請の取扱い

### 1 申請人

次の(1)又は(2)に掲げるときには、支払の登録に係る権利の登記名義人だけで抹消の申請をすることができることとされた(令第19条第1項ただし書)。

- (1) 支払の登録を受けた鉱業権者等が自然人である場合にあっては、死亡して相続人(包括受遺者を含む。)がないとき。
- (2) 支払の登録を受けた鉱業権者等が法人である場合にあっては、清算が終了しているとき。

本政令において清算が終了している場合としては、会社法(平成17年法律第86号)第475条等の規定により清算が開始し、その清算が終了しているとき(会社法第476条参照)のほか、破産法(平成16年法律第75号)第30条第1項の規定により開始された破産手続による清算が終了しているとき(破産法第35条参照)が含まれる。

### 2 添付書面

令第19条第1項ただし書の規定により支払の登録の抹消の申請をする場合には、同項本文の規定による場合の添付書面に加え、次の(1)又は(2)に掲げる書面を添付しなければならないこととされた(規則第21条第3

項)。

- (1) 支払の登録を受けた鉱業権者等が自然人である場合にあっては、当該鉱業権者等が死亡して相続人（包括受遺者を含む。）がないことを証する書面

例えば、鉱業権者等には子及び兄弟姉妹がおらず、その死亡時に父母及び直系尊属が既に死亡しており、規則第21条第2項第1号の規定によって添付される当該鉱業権又は租鉱権に関する登録原簿の謄本の記載によって鉱業権又は租鉱権が包括受遺者に移転したことがうかがわれな  
い場合においては、以下に掲げる書面の全てが添付される必要がある。

ア 当該鉱業権者等の除かれた住民票又は除かれた戸籍の附票の写し

イ 当該鉱業権者等の出生から死亡までの戸籍又は除かれた戸籍の謄本等

ウ 当該鉱業権者等の父母の出生から死亡までの戸籍又は除かれた戸籍の謄本等

エ 当該鉱業権者等の直系尊属が死亡している旨が記載されている戸籍又は除かれた戸籍の謄本等

- (2) 支払の登録を受けた鉱業権者等が法人である場合にあっては、当該鉱業権者等が清算が終了をしていることを証する書面

具体的には、清算終了の登記又は破産手続の終結等の登記が記録された当該鉱業権者等の登記事項証明書等が、これに該当する。

### 3 登録原因及びその日付

「平成〇年〇月〇日（申請の日）効力消滅」とする。

鈹害賠償登録令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十六年九月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百六号

鈹害賠償登録令の一部を改正する政令

内閣は、鈹業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第百四十四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

鈹害賠償登録令（昭和三十年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条の見出し中「抹消」を「抹消」に改め、同条第一項中「抹消」を「抹消」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該鈹業者又は租鈹権者が自然人である場合にあつては死亡して相続人（包括受遺者を含む）がないとき、当該鈹業者又は租鈹権者が法人である場合にあつては清算が終了しているときは、その登録に係る権利の登記名義人だけで申請することができる。

第十九条第二項中「抹消の」を「抹消の」に、「抹消すべき」を「抹消すべき」に改め、同条第三項中「抹消」を「抹消」に改める。

第二十条（見出しを含む）中「抹消した」を「抹消した」に改める。

第二十六条中「抹消し」を「抹消し、」に、「抹消した」を「抹消した」に改める。

第二十八条の見出し中「抹消」を「抹消」に改め、同条第一項中「抹消に」を「抹消に」に、「抹消すべき」を「抹消すべき」に改め、同条第三項中「抹消しなければ」を「抹消しなければ」に改め、同条第四項中「抹消を」を「抹消を」に、「抹消すべき」を「抹消すべき」に、「抹消の」を「抹消の」に、「抹消する」を「抹消する」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

法務大臣 馬場みどり

内閣総理大臣 安倍 晋三

改正案

現行

(支払の登録の抹消の申請)

第十九条 支払の登録の抹消は、その登録を受けた鉦業者又は租鉦業者及びその登録に係る権利の登記名義人の申請によつてする。ただし、当該鉦業者又は租鉦業者が自然人である場合にあつては死亡して相続人（包括受遺者を含む。）がないとき、当該鉦業者又は租鉦業者が法人である場合にあつては清算が終了しているときは、その登録に係る権利の登記名義人だけで申請することができる。

2 支払の登録の抹消の申請書に第十五条第二項第一号の表示を記載するには、登録簿に掲げた不動産に関する権利の表示及び登記簿における不動産に関する権利の表示を記載し、かつ、登記簿における不動産に関する権利の表示の記載中登録を抹消すべき不動産に関する権利の表示に係る部分を朱線で消しておかなければならない。

3 支払の登録の抹消の申請書には、その抹消について鉦業法第五十九条又は第八十四条の登録上利害の関係を有する第三者の承諾を証する書面を添付しなければならない。

(抹消した登録の回復の申請)

第二十条 抹消した登録の回復は、支払の登録を受けた鉦業者若しくは租鉦業者又はその承継人及びその登録に係る権利の登記名義人の申請によつてする。

2 抹消した登録の回復の申請書に第十五条第二項第一号の表示を記載するには、登録簿に掲げた不動産に関する権利の表示及び登録を回復すべ

(支払の登録の抹消の申請)

第十九条 支払の登録の抹消は、その登録を受けた鉦業者又は租鉦業者及びその登録に係る権利の登記名義人の申請によつてする。

2 支払の登録の抹消の申請書に第十五条第二項第一号の表示を記載するには、登録簿に掲げた不動産に関する権利の表示及び登記簿における不動産に関する権利の表示を記載し、かつ、登記簿における不動産に関する権利の表示の記載中登録を抹消すべき不動産に関する権利の表示に係る部分を朱線で消しておかなければならない。

3 支払の登録の抹消の申請書には、その抹消について鉦業法第五十九条又は第八十四条の登録上利害の関係を有する第三者の承諾を証する書面を添付しなければならない。

(抹消した登録の回復の申請)

第二十条 抹消した登録の回復は、支払の登録を受けた鉦業者若しくは租鉦業者又はその承継人及びその登録に係る権利の登記名義人の申請によつてする。

2 抹消した登録の回復の申請書に第十五条第二項第一号の表示を記載するには、登録簿に掲げた不動産に関する権利の表示及び登録を回復すべ

き登記簿における不動産に関する権利の表示を記載しなければならない。

- 3 抹消した登録の回復の申請書には、その回復について登記上利害の関係を有する第三者の承諾を証する書面を添付しなければならない。

(登記簿への記録)

第二十六条 登記官は、支払の登録をし、支払の登録を抹消し、又は抹消した登録を回復したときは、法務省令で定めるところにより、当該不動産の登記簿にその旨を記録しなければならない。

(職権による登録の抹消)

第二十八条 登記官は、登録を完了した後その登録が第二十四条第一号から第六号までに該当するものであることを発見したときは、その登録の申請人及びその登録の抹消について登記上又は鉱業法第五十九条若しくは第八十四条の登録上利害の関係を有する第三者に対し、三十日以内の期間を定めてその期間内に異議を述べないときは登録を抹消すべき旨を通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の住所又は居所が不明であるときは、法務省令で定めるところにより公告しなければならない。

- 2 (略)

- 3 登記官は、異議を述べる者がいないとき、又は異議を却下したときは、職権で登録を抹消しなければならない。

- 4 登録の抹消するには、抹消すべき登録のされている登録用紙にその事由、抹消の年月日及び職権により抹消する旨を記載し、押印してするものとする。

き登記簿における不動産に関する権利の表示を記載しなければならない。

- 3 抹消した登録の回復の申請書には、その回復について登記上利害の関係を有する第三者の承諾を証する書面を添付しなければならない。

(登記簿への記録)

第二十六条 登記官は、支払の登録をし、支払の登録を抹消し、又は抹消した登録を回復したときは、法務省令で定めるところにより、当該不動産の登記簿にその旨を記録しなければならない。

(職権による登録の抹消)

第二十八条 登記官は、登録を完了した後その登録が第二十四条第一号から第六号までに該当するものであることを発見したときは、その登録の申請人及びその登録の抹消について登記上又は鉱業法第五十九条若しくは第八十四条の登録上利害の関係を有する第三者に対し、三十日以内の期間を定めてその期間内に異議を述べないときは登録を抹消すべき旨を通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の住所又は居所が不明であるときは、法務省令で定めるところにより公告しなければならない。

- 2 (同上)

- 3 登記官は、異議を述べる者がいないとき、又は異議を却下したときは、職権で登録を抹消しなければならない。

- 4 登録の抹消するには、抹消すべき登録のされている登録用紙にその事由、抹消の年月日及び職権により抹消する旨を記載し、押印してするものとする。

○法務省令第二十七号

鉾害賠償登録令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百六号）の施行に伴い、鉾害賠償登録令（昭和三十年政令第二十七号）第十五条第一項及び第三十三条の規定に基づき、鉾害賠償登録規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月十八日

法務大臣 馬場みどり

鉾害賠償登録規則の一部を改正する省令

鉾害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項第一号中「抹消」を「抹消」に改め、同項第二号中「抹消した」を「抹消した」に改め、同条に次の一項を加える。

3 令第十九条第一項ただし書の規定により支払の登録の抹消を申請する場合には、申請書にその登録を受けた鉾業者又は租鉾業者が死亡して相続人（包括受遺者を含む。）がないこと又は清算が終了していることを証する書面を添付しなければならない。

第二十二條第一項中「抹消した」を「抹消した」に、「抹消を」を「抹消を」に改める。

第三十一條の見出し中「抹消」を「抹消」に改め、同条第一項中「抹消」を「抹消」に改め、同条第二項中「抹消の」を「抹消の」に、「抹消しなければ」を「抹消しなければ」に改める。

第三十二條第二項中「抹消した」を「抹消した」に、「抹消された」を「抹消された」に改め、同条第三項中「抹消」を「抹消」に改める。

第三十四條の見出し中「抹消」を「抹消」に改める。

附 則

この省令は、鉾害賠償登録令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十六年九月十八日）から施行する。

改正案	現行
<p>第二十一条 (略)</p> <p>2 次の場合には、申請書に当該鉦業権又は租鉦権に関する登録原簿の謄本を添付しなければならない。</p> <p>一 支払の登録の抹消を申請するとき。</p> <p>二 鉦業権者又は租鉦権者の承継人が抹消した登録の回復又は令第十条の場合における登録の回復を申請するとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>3 令第十九条第一項ただし書の規定により支払の登録の抹消を申請する場合には、申請書にその登録を受けた鉦業権者又は租鉦権者が死亡して相続人(包括受遺者を含む。)がないこと又は清算が終了していることを証する書面を添付しなければならない。</p> <p>第二十二条 登記名義人が支払の登録若しくは抹消した登録の回復を申請する場合又は鉦業権者若しくは租鉦権者が支払の登録の抹消を申請する場合には、その住所地の市町村長又は区長の作成した印鑑の証明書を提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録の抹消等の場合)</p> <p>第三十一条 登記官は、令第十九条の規定により抹消の登録をしたときは、支払の登録用紙にその旨を記載しなければならない。</p> <p>2 抹消の登録を回復したときは、前項の規定による記載を抹消しなければ</p>	<p>第二十一条 (同上)</p> <p>2 次の場合には、申請書に当該鉦業権又は租鉦権に関する登録原簿の謄本を添付しなければならない。</p> <p>一 支払の登録の抹消を申請するとき。</p> <p>二 鉦業権者又は租鉦権者の承継人が抹消した登録の回復又は令第十条の場合における登録の回復を申請するとき。</p> <p>三 (同上)</p> <p>(新設)</p> <p>第二十二条 登記名義人が支払の登録若しくは抹消した登録の回復を申請する場合又は鉦業権者若しくは租鉦権者が支払の登録の抹消を申請する場合には、その住所地の市町村長又は区長の作成した印鑑の証明書を提出しなければならない。</p> <p>2 (同上)</p> <p>(登録の抹消等の場合)</p> <p>第三十一条 登記官は、令第十九条の規定により抹消の登録をしたときは、支払の登録用紙にその旨を記載しなければならない。</p> <p>2 抹消の登録を回復したときは、前項の規定による記載を抹消しなければ</p>



ばならない。

(登記簿への記録)

第三十二条 (略)

2 支払の登録を抹消した場合において、令第二十六条の規定による記録をするには、登記記録の権利部の相当区に、何権利について支払の登録が抹消された旨及び前項の規定によつてした記録を抹消する記号を記録しなければならない。

3 支払の登録の抹消を回復した場合において、令第二十六条の規定による記録をするには、登記記録の権利部の相当区に、何権利について支払の登録の抹消が回復された旨を記録し、前項の規定により抹消した記録を回復しなければならない。

(職権抹消の通知)

第三十四条 (略)

ばならない。

(登記簿への記録)

第三十二条 (同上)

2 支払の登録を抹消した場合において、令第二十六条の規定による記録をするには、登記記録の権利部の相当区に、何権利について支払の登録が抹消された旨及び前項の規定によつてした記録を抹消する記号を記録しなければならない。

3 支払の登録の抹消を回復した場合において、令第二十六条の規定による記録をするには、登記記録の権利部の相当区に、何権利について支払の登録の抹消が回復された旨を記録し、前項の規定により抹消した記録を回復しなければならない。

(職権抹消の通知)

第三十四条 (同上)